

# 政務活動費のあり方検討会記録

1 日 時 令和2年 6月22日 (月曜日)

開 会 午後 1時58分

閉 会 午後 2時17分

2 場 所 第4委員会室

3 出席委員 14人

座 長	佐 藤 則 寿
副 座 長	久 保 大 憲
委 員	松 井 邦 人
//	泉 英 之
//	押 田 大 祐
//	江 西 照 康
//	高 田 真 里
//	島 隆 之
//	金 井 毅 俊
//	松 尾 茂
//	橋 本 雅 雄
//	村 石 篤
//	赤 星 ゆかり
//	村 上 和 久

4 欠席委員 0人

## 5 職務のために出席した者

### 【議会事務局】

議会事務局次長	福原	武
庶務課長	大野	満
庶務課長代理（庶務係長）	船木	寛人
庶務課主任	竹下	哲矢

## 6 協議結果について

### 1 運用指針上の課題の各会派への依頼について

政務活動費の運用指針上の課題と対応案について、今年度、改めて各会派から提出することとし、7月31日（金）までに、議会事務局庶務課に提出することとした。

## 7 会議の概要

座長           ただいまから政務活動費のあり方検討会を開会いたします。

〔報道機関のテレビカメラ撮影を許可〕

座長           また、本日の議事録の署名委員に、泉委員、松尾委員を指名いたします。

                  今回は、コロナ禍の大変慌ただししい6月定例会中でありますけれども、令和2年度に入って第1回目のあり方検討会であります。

                  改めて、皆さん、よろしくお願いいたします。それでは、これより協議事項に入ります。本日の協議事項は、お手元に配付のとおりです。昨年度は、運用指針上の課題について各会派から意見を出していただき、合意に至りそうなものから優先順位をつけて協議してきました。

                  具体的には、昨年度は、事務手続と広報誌について協議を行い、指針の改正に至ったものもありました。

                  残ったものについては、今年度、新体制の中で改めて考えましょうということで合意を得ていたところであります。

                  しかし、お手元に配付いたしました資料のと

おり、各会派の意見を見てみますと、バツがついているものが多く、全会派の一致を見られないと思われるものばかりです。

そこで、今年度、改めて各会派から意見を出していただき、協議する形にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔発言する者なし〕

座長 公明党さん、バツが1つしかないものがありますが、大丈夫ですか。

松尾委員 公明党会派としましては、バツが多いというわけではないですけども、もう1回見直したい部分も正直ありますので、座長の言われることに賛成します。

座長 ほかに何かございますか。

村上委員 新たなものも出してよろしいのですか。

座長 そうです。もちろん再掲していただいても結構です。また前回と同様に、持ち寄っていただいたものを事前に皆さんにお諮りしますので、こういった単純なマル、バツ、三角のような形になるかと思いますが、いずれにして

も、できるだけ合意に至るような丁寧な議論をしていきたいと思っています。そういった意味で、何とか成案になるような角度で提案頂ければなというのが個人的な思いでございます。

いずれにしても、さらなる提案をしていただければということでございます。

村上委員　これは、今、課題として出してもいいのですか。

座長　いえ、一度持ち帰っていただいて、また状況を見て、次回一応、この後、期限を決めて出していただいて、改めて第2回目を開催したいというものであります。

村上委員　そう難しい話ではなくて、議論してほしいという提案1つなので、それも含めて、次回まで待ったほうがいいのか。今言ったほうが議論が早く進むと思うのですが。

座長　それでは、御発言ください。

村上委員　今、私のところは3会派で1部屋になっていて、ほかのところも3会派で1部屋が当たっています。

事務職員がいないのは物すごく都合が悪いわけで、1人雇用したいなと思うのですが、1人で雇用するということになると、その1人がほかの方々の電話を受けたり、あるいはコピーを取ったりということが疑われるので、私1人が雇うことはできない。

逆に、それでは3人で雇うかとなると、会派というものは別なので、現在の指針だとそれも問題があると。しかし、事実上、1人はいたほうが良いということがあります。

今は3人、3人の1人ずつ会派ですが、将来、例えば6人、10人の大部屋になったときに、やはり、事務員の方がいたほうが良いということになりますので、この辺りをどういうふうに考えていけば一共同で、あるいは1人で雇用できるのかという方法を考えていただければなというふうに思います。これは事務的な考え方を考察すればいいので、事務局の方にぜひ、どうしたら雇えるのかということを考えていただけないかなと思います。

座長

今、村上委員から事務局にというお話がありました。基本的には、内容を聞くと、やはり指針に触れるような内容かと思いますが…  
…。

（「何に触れるって」と発言する者あり）

座長

運用指針にです。

質問で恐縮ですが、今年度、採用しようということではないのですよね。今後のことで議論をしてほしいということであれば、次回、まさに運用指針に関わる内容なので、改めて提案していただいたほうがいい内容なのかなというふうに思ったのですが。

村上委員

結論は急ぎませんが、システム上、こういう考え方でこうできますということがあれば、今、不都合が生じているわけですから、今年度からでも、早めに運用できればいいと思いますが、いろいろ難しいことがあって、課題が解決しないということであれば、それはできた段階で結構です。

議論をきちんとしていただきたいというふうに思うだけですので、すぐにしてくれとか、そういうことではありませんが、こういう課題があるということだけお願いいたします。

久保委員

今ほどの村上委員からの御提案は、また改めてこの運用指針の課題についてのところでも触れていただければ、皆さんの御意見を伺う機会も設けて、皆さんの意見の状況も踏まえ



て、テーマとして扱うかどうかを座長と考えていきたいと思うのですが、条例には会派に支給するということが書いてあって、今、議会運営委員会でも会派の在り方について今後検討していくというようなことがあったかと思imasuので、そういった会派についての議運の考え方の整理と並行しながら、どういう形が皆さんにとって一番、政務活動として使いやすいかということを考えていけばいいのかなというふうに思imasu。単純にここだけでは解決しない問題かと思imasuので、その辺は皆さんにも御理解を頂きたいなというふうに思imasu。

村上委員

今現在は会派に支給すると。では、私が1人で雇用したと。会派として雇用できるわけではないですか、事実上。

ところが、1人の部屋として独立していないので、先ほど言ったような不都合が生じてくるという解釈なのです。

ですから、1人で雇用する場合と、共同で雇用する場合を分けるということで、久保副座長がおっしゃったように、2つの雇用の仕方があるということも含めて、御検討いただければと思imasu。

座長                    今のお話の中で、特に何か発言したいという方はいらっしゃいますか。基本的には、今、副座長からもありましたけれども、この後に述べるとおり、改めて皆さんから提案を頂くという格好にしたいと思います。  
事務局、今の時点で何か意見はありますか。

庶務課長              今現在、共同で雇用ということは想定されていないという中での話だと思います。言われたとおりのことを繰り返すだけなのですが、その中で、どういうことが可能なのかというところを少し、いろいろ調査・研究してみたいと思います。  
いつまでにお答えできるということを今の時点では約束できないのですが、どのような形ができるのかということをよく検討した上で、次回、何かお答えできればということにさせていただきたいと思います。

座長                    それでは、今のものも含めて、それぞれの会派から、改めて提案していただければ思っております。  
お手元に配付いたしましたとおり、昨年度と同様、3点までをめどとして、課題の具体案と対応案を提出していただければ思っております。

提出期限につきましては、7月31日までに事務局の庶務課へ提出してください。

このことについて、何か意見はありますか。

〔発言する者なし〕

座長 今の件も含めて、皆さんから頂いて、また1回返して、その状況を見て優先順位を一今の発言もありましたので、村上委員の発言にも配慮しながら副座長と優先順位を考えたいと思いますので、御理解を頂ければと思います。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

座長 特にないようですので……。

久保委員 補足だけ。  
皆さんに私と座長からのお願いなのですが、このあり方検討会は、全会一致をもって変更していくということが大原則になっております。資料を見ていただきますと、このバツというのは、私たち座長、副座長の判断としては、バツというのは相当な根拠がないと調整のしようもないというふうに判断しますので、やはり議論をしてみたい、もしくは、場合に

よっては聞いてもいいというような可能性のあるものは、できるだけ三角にさせていただかないと、バツが多いところ、3会派、4会派がバツになったものは、時間の制限もありますので、取り上げることが困難になってきます。その辺は、皆さん、このマル、バツ、三角をつけるときに少し頭の隅に入れて、スムーズな議事進行になるように心がけていただければというふうに思います。

座長 要望といたしますか、それぞれの思いがあると思いますので、そういった配慮もしていただければという思いでございます。

赤星委員 その他なのですが、皆さん、今日、新聞やテレビの報道で見られたと思うのですけれども、過去の政務活動費の不正について、検察審査会が不起訴不当という議決をしたと報道されました。これで、検察は再捜査することになります。

また、この2人の方、元議長の2人ですけれども、送検されたほかにも住民訴訟中のもので、消滅時効が争点になっていて、時効が10年だったら返還すると言っておられるものもあるのです。

まず、6月10日には、住民監査請求の結果

でまた新たな不正が判明しました。このことについては、監査委員の意見でも……

座長 赤星委員に申し上げますけれども、結論一要するに、今日、あり方検討会の議題になり得るのかを判断したいと思います。

赤星委員 皆さんの御意見を聞いてみたいということなのです。監査委員からも、いまだに……

座長 皆さんの意見というのは一大変失礼ですけれども、議事進行は座長のほうに一任頂いております。当初から、あり方検討会は運用指針をブラッシュアップするということで、今年度も当然のことながら開催したいと思いますので、そういった意味で、先ほどもお話ししたとおり、課題があれば、次回、それぞれ提案していただきたいというお願いをしているわけです。次回の課題としてそれをまた申し上げてもらえばいいのではないかと思います。結論はどうですかという話です。

赤星委員 今の運用指針をブラッシュアップする上でも、いまだに一不正問題が発覚してからもうすぐ4年になります。まだけりがついていないと。これを放っておいては、いくらブラッシュア

ップするといいまして、信頼回復ができないので、あえて私は、皆さんがどう思っておられるのか、今日触れないわけにはいかないと思ったのです。

監査委員からも誠に遺憾だと、市議会自らの自己点検能力を高めなさいという意見が付されておりますので、こういうものを残しながら、そこを知らん顔をするのは私たちにはできないはずなのです。

ここは、政務活動費のあり方検討会ですから、皆さんはどうお考えなのかということを知りたいは駄目なのではないでしょうか。

座長 繰り返しになるだけなのですが、要は、皆さんの意見を聞きたいということですか。

赤星委員 そうです。

座長 皆さんの意見を。

赤星委員 はい。

座長 今の状況について、客観的な状況がまだ資料として出されていませんし、それをテーマにするつもりもありませんが、このブラッシュアップのために皆さんの意見が必要だと、意

見を述べる必要があるという方はほかにいらっしゃいますか。

村石委員

政務活動費のあり方検討会は、大まかには、座長が言われたとおり、現在の運用指針ということがあるわけです。現在の運用指針は、旧の運用指針を検証して、改めて新しい運用指針になったわけですけれども、しかし、現実問題として、旧の運用指針をめぐる、実際に運営していた中でいろいろな問題が明らかになっていること自体は、私たち議員も受け止める必要があると思っていますので、そのことを十分に踏まえた上で、今後、政務活動費のあり方検討会を進めていくということをご共有認識としてほしいということをご意見を伺いたいと思います。

座長

村石委員と全く同じ思いです。  
当然のことながら、全国的な判例なども含めて出てくれば、新たな状況でより厳しい一何度も言ってきましたけれども、地方自治法上はセーフだけれども、富山市の条例上はアウト、もしくは条例上もオーケーだけれども、運用指針はもっと手前で線を引こうということで提案をしていきたいということですので、今現在の同時進行で何か課題があるというこ

とがあった場合、その都度、新たなテーマとして提案していただく時期に提案していただいて結構ということになるかと思います。

久保委員

補足なのですが、司直の手に委ねられているもの、係争中のものについて、そういうことを議論する場ではないということは、委員の皆さん全員が理解していただかなければいけません。

もう一つ、例えば、私たち自民党会派でいうと、ここでの発言は、あくまでも現行のルールに対して今後どうしていくべきかということ背負ってきておりますので、赤星委員が言われるような現在起こっていることに対して、会派を代表して答えることは、私たちは受けておりません。まずはこの検討会の趣旨にのっとり、今後の政務活動費の在り方について検討していく場だということを改めて御理解いただいて、それでもなお、議会として取り上げるというのであれば、しかるべきところで御発言をしていただきたいと。

まずは、あくまでも政務活動費の在り方についての検討会であるということを御理解お願いいたします。

座長

この件については、この程度にしたいと思い



ますが、よろしいですか。

金井委員

一言だけ。

これは自民党会派の問題であって、言われるとおり、この検討会で取り上げるということはふさわしくないのかもしれませんが。これはあくまでも、当時の自民党会派の問題点ということで、もし新たに出てきたとすれば、それは、もうないということをさんざん言っておられますので、当然、議題として取り上げても構わないと思います。

座長

何度も申し上げますけれども、緊急性のある課題については、先ほど副座長も申しあげましたけれども、当然、このあり方検討会で運用指針をつくり上げていく、改定していく、ブラッシュアップしていくという意味で必要な課題、テーマが新たにあれば、またそれも速やかに提案していただいて、できるだけ時宜にかなった議論をしていきたいというふうに思っていますので、何とぞ御理解を頂ければと思います。

本日の協議はこの程度にしたいと思います。本日はこれをもって政務活動費のあり方検討会を閉会いたします。